

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 くらしの資金償還免除規程（内規）

（目的）

第1条 この規程は、借受人または債務の相続人から償還の見込みがないものに対する償還免除の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（償還免除要件）

第2条 この資金は、各項目のいずれかに該当する場合に対して償還金を免除することができる。

- （1）借受人の自己破産手続きが完了した場合、または自己破産の事実が認められる場合。
- （2）借受人が死亡または償還期限到来後2年以上行方不明になった場合であって、相続人も同様の状態にある場合。
- （3）当該償還未済額について時効が完成しているとき。

（調査委員会）

第3条 償還金の免除手続きを行おうとする場合は社会福祉法人木津川市社会福祉協議会生活福祉資金等貸付調査委員会に諮り、その結果を会長に答申する。

（承認）

第4条 会長より提出された償還金免除申請案件は理事会に諮り、その承認を得る。

（事務分掌）

第5条 償還免除に係る事務手続きの全ては事務局が行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年12月2日から施行する。